

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等の規定により、金融機関において所定のお取引を行う場合にはお客様による届出書のご提出と金融機関による届出書記載内容の確認、記録の作成・保存が義務付けられています。